

令和 6 年 度

(2024 年度)

包括外部監査の結果に基づく
措置状況の公表

令和 8 年 9 月

吹田市監査委員



8行企第1083号
8学総第731号
令和8年9月28日
(2026年)

吹田市監査委員	稲	田	勲	様
吹田市監査委員	川	西	英之	様
吹田市監査委員	西	岡	友和	様
吹田市監査委員	玉	井	美樹子	様

吹田市長 後藤 圭二

吹田市教育委員会
教育長 大江 慶博

包括外部監査の結果に基づく措置について

包括外部監査の結果に基づき、また、当該監査の結果を参考として措置を講じたので、地方自治法第252条の38第6項の規定により通知します。

令和6年度包括外部監査の結果に基づく措置について

1 措置を講じた監査テーマ及び監査結果に対する措置状況（令和8年6月1日時点）

単位：件

監査テーマ	結果 意見 (a)		令和7年 6月1日までに 対応済み (b)	今回、対応済み			対応中 (a)-(b)-(c)
				合計 (c)	措置 済み	措置 せず	
債権の管理回収について	結果	20	16	0	0	0	4
	意見	87	51	22	21	1	14

2 監査結果に対する措置状況

【別紙】令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況（令和8年6月1日時点）
のとおり

3 措置状況の語句説明

措置済み … 結果又は意見に対して、措置が完了しているもの

措置せず … 結果又は意見に対して、措置を講じないことを決定したもの

対応中 … 結果又は意見に対して、具体的な措置を実施中だが、完了に至っていないもの

結果又は意見に対して、措置を講じることは決まっているが、具体的な措置は開始されていないもの

結果又は意見に対して、措置を講じるか検討中であるもの など

【別紙】令和6年度包括外部監査結果に対する措置状況（令和8年6月1日時点）

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
【総論的な意見】 債権管理回収の時系列にしたがって見えてきた共通の課題について									
意見	1	66	未収債権発生の事前予防策の強化	吹田市は、引き続き、納付方法の効率化、市民への周知文書の改善、児童手当の申出徴収の更なる活用を含め、未収債権発生の事前予防策を強化していくべきである。	税務部	債権管理室	未収防止に関する各指摘事項については、当該所管に状況を確認し、措置済み、又は措置を進めていることを確認しました。 また、総括部分として「債権管理基本マニュアル」にて収入未済が発生しにくいための工夫の一例として、各論の措置内容（申出徴収の活用推進、ホームページ等を用いた分かりやすい制度周知及び滞納によるペナルティなど）を追記した内容で令和8年6月1日付けで改正を行い、当該内容について周知しました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	2	67	債権管理台帳の適正な整備	吹田市は、債権管理にあたり、吹田市債権管理条例及び同施行規則の定める債権管理台帳を適正に整備すべきである。	税務部	債権管理室	令和7年7月に実施した、未収債権所管を対象とした債権管理ヒアリングにおいて、債権管理台帳の整備状況を確認し、債権管理条例及び規則で定めた整備すべき事項についてはすべて整備できていることを確認しました。 また、併せて、当該条例等で定める項目以外でも台帳に記載すべき事項を周知したうえで、「債権管理基本マニュアル」に必要事項の内容を追記するとともに、必要事項を一定網羅した台帳の記載例を作成しました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	3	69	大量の債権を扱うシステムが不十分であることへの対応	吹田市は、大量の債権を扱う債権管理回収システムの機能が不十分であることについて、できるだけ早期に新たなシステムを導入すべきである。また、新たなシステム導入までに相当な期間がかかることが見込まれることから、それまでの間、現行のシステムの不足機能を補うための担当者レベルでの様々な工夫や処理方法について、マニュアル化その他手順書などの形で整理し、所管室課内で共有し、過誤が生じないように対応すべきである。	税務部	債権管理室	債権管理のシステムについては、令和9年度の導入を予定しており、令和7年5月30日に入札を実施し、6月30日に契約締結を行います。 また、システムの機能不備に関する意見を受けた所管については、当該不備を補う運用手順について各所管のマニュアル等にて整備したことを確認しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	4	70	未収発生後の催告書のより一層の工夫	①吹田市は、未収発生後の催告書について、債権管理課への徴収移管の対象となっている債権（例えば介護保険料、保育所等保育料）については、これまでよりも広く移管可能性を付言するなどの工夫を行って、滞納者の納付意識の向上を図るべきである。 ②また、そもそも催告書の封を開けることすらしない滞納者への対策として、他市の事例も参考に、封筒に「借金などの返済で生活が行き詰っている方へ ご相談ください」などと記載し、生活再建窓口の電話番号を記載するなどの対応を試行し、その反応率を確認するなどの取組みも行うことを提案する。	税務部	債権管理室	①令和8年度からは移管の代わりに、移管対象であった債権の所管に債権管理室の兼務職員を配置してより連携できる体制を整えました。そのことから催告に関しては、移管に関する書面内容ではなく、差押予告書など滞納処分に関する取組内容で進めます。 ②福祉的側面の連絡先として、生活福祉室などの関係所管と調整し、催告書の封筒用に「くらしサポートセンターすいた」の連絡先を印字できるよう印刷様式を作成しました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	5	71	分納誓約の適正な活用	吹田市は、分納誓約の適正な活用のために、下記の各点に留意すべきである。 ①滞納者から分納誓約を取り付けるにあたっては、滞納者から、その時点における債務の明細を記載した分納誓約書を受け入れて行うこと。 ②滞納者に法的に期限の利益を付与しているものとの誤解を生む可能性のある分納誓約書を利用している室課においては、そのような誤解がされないような表現に変更を行うこと。 ③滞納者から分納誓約書を受け入れる際に、吹田市から文書を滞納者に交付する場合には、滞納者に法的に期限の利益を付与する内容としないようにすること。 ④分納の期間や金額を決定するにあたって、特に長期の分納を検討するにあたっては、滞納者の資産や収入状況を客観的資料の提出を求めて確認し、その状況に見合った適正な期間と金額にすること。 ⑤分納誓約書の提出を受けた後の債権管理を適正に実施すること。	税務部	債権管理室	分割納付誓約の運用方法に関する各指摘事項については、当該所管に状況を確認し、全て措置済み、又は措置を進めていることを確認しました。 さらに、総括部分として「債権管理基本マニュアル」に①～⑤の指摘内容を網羅した「分割納付（分納）の考え方について」を整備し、令和8年6月1日付けで改正しました。	措置済み	令和8年 9月28日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
意見	6	76	保証人、法律上の連帯納付義務者への請求	吹田市は、保証契約を締結した保証人や法律に根拠のある連帯納付義務者など、法律上、債務の請求が可能な場合、これを求めるべきである。	税務部	債権管理室	各所管に対しては、保証人等への請求の必要性について通知し、請求に向けた手法の検討を求めました。 また、総論として令和7年度中に債権管理基本マニュアルにて、民法改正による保証人への早期の通知義務を追記し、周知を図ることとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	7	77	税金以外の債権の遅延損害金、延滞金の徴収	吹田市は、近隣の中核市の条例なども参考にしつつ、公債権については条例を制定して延滞金を徴収することと、また、私債権についても、遅延損害金の調定を行って、滞納者に請求を行うことを検討すべきである。	税務部	債権管理室	公債権、私債権ともに他市状況を参考にしつつ、システム等の環境整備や運用方法を踏まえて導入に向けた検討を進めているところです。	対応中	—
意見	8	82	強制徴収公債権での滞納処分の方	吹田市は、強制徴収公債権の滞納者が、多額の預貯金を有するにもかかわらず一括弁済に応じないような場合には、少額の分納誓約の申出があったとしてもこれを許容せず、預貯金の差押えも検討すべきである。また、吹田市は、市税について、軽自動車の差押えや、滞納者が収益不動産や遊休不動産を保有している場合など、ケースによっては不動産公売の活用も検討すべきである。	税務部	債権管理室	当該案件の各所管に対して、強制徴収公債権に関する、確実な財産調査の実施と、必要に応じた滞納処分の実施の必要性について周知し、指摘後にすてに実施済み、又は同様の案件が生じた際は可能な範囲で実施することについて確認しました。併せて強制徴収公債権に限らず、債権管理基本マニュアルにおいて、分納の基本ルールについて整備・集約し、少額分納を認める際の考え方等について改めて周知しました。 市税における不動産公売等の活用については、納税課と債権管理室で実施フローの確認など内容を共有し、実施に向けた環境構築に取り組みしました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	9	84	私債権等について支払督促の積極活用	吹田市は、私債権や非強制徴収公債権について、未納額が多額に及んでいるものの連絡が取れないケースや、納付交渉に誠実に応じようとしていないケース等については、裁判所の支払督促の活用を積極的に検討すべきである。	税務部	債権管理室	支払督促については、異議申立による通常訴訟への移行が生じた際にも対応できるよう、実施状況等について所管、法制室及び債権管理室が情報共有できる仕組みを整えました。 また、支払督促に関して実施を補助するため、必要な費用や手続、異議申立が生じた際の対応など、より実務に則したマニュアルを現在作成中です。	対応中	—
意見	10	86	不正により発生した債権への厳格対応	吹田市は債務者の不正行為が原因として発生した債権については、下記の対応を進めるべきである。 ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うべきである。 ②各所管室課において、過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て、簡潔な対応フロー図を作成しておくべきである。 ③不正行為が特に悪質なケースでは、費用対効果が仮に不明であったとしても、処理の過程の透明性の観点や、市民に対する説明責任の観点から、私債権、非強制徴収公債権については支払督促など法的手続を、強制徴収公債権については滞納処分等の検討も行うべきである。	税務部	債権管理室	①②令和7年度の債権管理ヒアリングにて、不正行為に限らず、助言を要する案件については、債権管理室に積極的に相談する旨を通知するとともに、所管の業務フローの作成及び当該フローに「債権管理室への相談」の追加を依頼し、一部の主要な所管に関しては当該内容が反映していることを確認しました。 ③不正に対する厳格対応については、債権管理室や委託弁護士との相談を通じて検討する環境を設置しています。 また、債権管理基本マニュアル内において、滞納処分、強制執行等の検討すべき事案（納付に不誠実なケースや、不正利得など発生根拠として悪質なケース）について整理した上で当該ケースの一例として追加を行いました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	11	87	少額債権の放棄の基準	吹田市は、適正な少額債権放棄を実施するため、債権管理条例第9条(4)に基づく少額債権の徴収停止後の債権放棄の要件該当性、具体的には「履行させることが著しく困難」の該当性や「債権が少額で取立てに要する費用に満たない」の該当性につき、具体的かつ統一的な基準を策定すべきである。	税務部	債権管理室	監査人の提案や他市状況を参考にしながら具体的な徴収停止を検討すべき金額やプロセスの策定を検討しており、一定の基準について、令和8年度中に示す予定です。	対応中	—
意見	12	90	私債権の消滅時効の援用を促す方策	①吹田市は、消滅時効期間がすでに相当以前に経過した私債権について、引き続き必要な調査を実施のうえ、債権管理条例第9条(7)の条項を活用して債権放棄を行い、不納欠損処理を積極的に進めていくべきである。 ②また、吹田市が債権放棄を進めていくために債務者に通知文を送る際、法的知識に乏しい者だけが過度に不利益を被ることがないよう、通知文の文面に工夫を行うことを提案する。	税務部	債権管理室	①令和7年度の債権管理ヒアリングにて、債務者が死亡している案件は相続人調査を実施し、相続人の確定等を行うことが、放棄要件として重要であることを改めて周知し、同案件についての調査依頼を積極的に活用するよう通知しました。 ②消滅時効が完成した私債権について、債権の保全の姿勢も考慮して、時効の事実を通知すること自体は差し支えないことや、相続人に生前の債務がある旨を伝える際は時効完成の記載を検討する旨を債権管理基本マニュアルにて追記しました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	13	91	評価性引当金に関する会計基準の運用方法の周知徹底	吹田市は、各所管室課において、評価性引当金に関する会計基準の適切な運用がなされるよう周知徹底すべきである。	会計室		令和6年度決算分から、債権分類について債務者の状況に応じて算定する個別分類と簡便法の併用ができるよう取扱いを変更し、徴収不能引当金報告書の提出依頼文に明記し、周知を行いました。	措置済み	令和7年 9月30日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
意見	14	92	一般債権に係る徴収不能引当金の計上方法の見直し	吹田市は、一般債権に係る将来の徴収不能となるリスクを適切に財務諸表に反映するため、現状の徴収不能引当金の算定方法が実態に即したもとなっているかを改めて検証した上で、他市や民間の事例も参考に徴収不能引当金の計上方法の見直しを検討すべきである。	会計室		令和6年度決算分から、簡便法による債権の分類を見直し、一般債権を「現年度に発生した債権」、貸倒懸念債権を「前年度に発生した債権」、破産更生債権等を「前々年度以前に発生した債権」としました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	15	95	債権管理マニュアルや業務フロー図など	吹田市は、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）をストーリー仕立てで簡潔に説明するマニュアルの作成や、各室課が所管する個別の債権ごとのスケジュール入りの業務フロー図などの整備を検討していくべきである。その際、債権管理回収の専門知識を十分有していない個別債権を所管する各室課と、専門知識を十分有する債権管理課や同課から業務委託を受けている弁護士が意見交換を行いながら作成することが有益と考える。	税務部	債権管理室	債権管理基本マニュアルについては、未経験者にもわかりやすいため、債権管理の全体のフローとその過程ごとの要点をまとめた「簡易版」を作成することとしました。 また、各所管の個別マニュアルについては令和7年度の債権管理ヒアリングにて作成を依頼（意見10）するとともに、作成に関する疑問については債権管理課に気軽に相談するように通知することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	16	98	研修についての更なる工夫	吹田市は、例えば、債権管理回収を担当する室課の担当職員が実際に取り扱うことの多い場面（例えば滞納者からの分納相談等）のロールプレイング形式の研修などの工夫を行い、引き続き債権管理回収の研修に努めるべきである。	税務部	債権管理室	令和7年度の時事問題の研修テーマとして「分納の基本と納付折衝」を取り上げ、当該研修にて納付折衝に関するロールプレイ（滞納者と職員の折衝）を実施しました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	17	99	債権管理課と各室課の相互の連携のより一層の強化	吹田市は、債権管理課が行っている一元的な財産調査の実施、滞納整理事務の一部の移管などの債権管理回収に関する事務に関して、債権管理課と各室課の正式な会議以外で、各室課から債権管理課への意見や要望を出すことができるチャットや電子会議室を使用する等して、相互の連携をより一層強化すべきである。	税務部	債権管理室	意見交換の場として、グループウェアにおいて、強制徴収公債権滞納整理検討部会専用の電子会議室を設置しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	18	100	債権管理課の外部委託弁護士の更なる有効活用	吹田市は、債権管理課が業務委託を行っている2名の外部弁護士をより一層活用できるよう、次のような点を検討する必要がある。 ①外部弁護士がより各室課からの債権管理回収に関する相談を受けやすくなるため、例えば毎年度当初に主要な債権を担当する室課と顔合わせの機会を設ける等、直接各室課の担当者とは顔を合わせる機会を意識的に作るなどして、お互いに「顔の見える」関係にすること。 ②外部弁護士の行う研修のプログラムとして、研修に関する意見16で述べたロールプレイ研修を取り入れること。 ③外部弁護士に意見15で述べた債権管理マニュアルや個別債権の業務フロー図の作成のアドバイスを求めること。	税務部	債権管理室	①主要債権所管への挨拶を行うとともに、新たに令和7年度の当該監査の措置へのヒアリングや債権管理に関するヒアリングに関しては、委託弁護士に同席してもらい、対応案などについて助言をいただきながら交流を行うことで、所管との交流機会の増加に努めました。令和8年度以降も引き続き同様の方式で進める予定です。 ②令和7年度の時事問題の研修テーマ（委託弁護士が講師）として「分納の基本と納付折衝」を取り上げ、当該研修にて納付折衝に関するロールプレイ（滞納者と職員の折衝）を実施しました。 ③当該監査の意見等を踏まえた「債権管理基本マニュアル」の改定については、委託弁護士の意見をいただきながら進めました。 また、現在進めている意見15で述べた「簡易版」マニュアルや、支払督促における実務向けのマニュアル、少額債権の徴収停止基準などに関しても、適宜委託弁護士から意見をいただきながら作成しているところです。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	19	102	任期付き職員（短時間）制度による弁護士の活用	吹田市は、債権管理回収に関する弁護士の活用方法として、条例を改正し任期付き職員（短時間）の検討をすべきである。	税務部	債権管理室	委託及び各任用形態による弁護士の業務範囲や、市の課題を整理した上で必要性について検討しており、令和8年度中に一定の方向性を示す予定です。	対応中	—
意見	20	103	生活困窮者自立支援法の支援会議による情報共有の推進	吹田市は、滞納者の自立支援目的の範囲内で、自立支援事業（家計改善事業など）を経て整理された情報を他室課と情報共有し、債権所管室課が「徴収緩和策を検討するなどの連携が効率的かつ効果的に実施できるよう、生活困窮者自立支援法の支援会議の仕組みを早急に構築すべきである。	福祉部	生活福祉室	個人情報を含むより幅広い情報交換や支援体制の検討を可能とするため、令和7年4月1日付けにて生活困窮者自立支援法に基づいた生活困窮者支援会議を設置し、同年5月に第1回の会議を開催しました。 今後、支援会議を実施していく中で、より良い仕組み、運営方法について検討していきます。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	21	105	非強制徴収公債権、私債権での同意書の活用	吹田市は、非強制徴収公債権、私債権について、滞納者から「債務承認兼分納誓約書及び同意書」を徴求して分割納付を認めているケースで、滞納者が任意に疎明資料の提出に応じないなどの不誠実な対応を取る場合には、この同意書に基づく財産調査も検討するべきである。	税務部	債権管理室	令和7年度中に「非強制徴収公債権、私債権の財産調査に係る同意書の取扱いについて」にて、実際の調査方法などについて具体的に記載し、実務に活用しやすいようにすることとしました。	措置済み	令和7年 9月30日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
【各論】									
意見	22	110	債権差押え以外の徴収方法の推進	吹田市は、地方税債権の回収に関し、債権だけでなく、不動産や自動車などに対する差押え・換価も積極的に検討すべきである。	税務部	納税課	滞納者の総財産のうち換価性の高い財産から優先的に差押え・換価を行っておりますが、不動産や自動車などに対する差押え・換価についても実施を検討した上で、適切な場面で実施しています。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	23	111	役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった過去に利用経験のない債権回収手続の利用の試み	吹田市は、地方税の債権の回収に関し、個別事案によっては、役員報酬の差押え・第三債務者への支払督促や取立訴訟といった、これまで利用したことのない債権回収手続についても積極的に利用を試みるべきである。	税務部	納税課	第三債務者が差押えに非協力的である案件に対して、支払督促や取立訴訟を円滑に進めることができるように、マニュアルを作成しました。さらに、年1回の課内研修を実施しています。また、令和8年7月に案件を抽出の上、必要があれば第三債務者への支払督促や取立訴訟等について実施していく予定です。	措置済み	令和8年 9月28日
結果	1	112	分割納付の誓約を受ける際の分割納付誓約書の必要的徴求	吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約を受ける際には、消滅時効更新のために、必ず分割納付誓約書を徴求すべきである。	税務部	納税課	分割納付を認める場合は、分割納付誓約書の徴取を徹底するよう課内で指示文書を共有し周知を行いました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	24	112	分割納付交渉中や分割納付中における必要性に応じた滞納処分の実施	吹田市は、地方税の滞納債権に関し、分割納付の誓約にかかる分割納付交渉中や、分割納付中であっても、滞納者の同意の有無にかかわらず、消滅時効更新その他の必要性があれば滞納処分を行うべきである。	税務部	納税課	分割納付交渉中や分割納付中であっても、一括納付できるような財産が見つかった場合や消滅時効更新が必要な場合は、原則、差押えを行っていくよう課内で指示文書を共有し周知を行いました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	2	115	分割納付計画書(控)の記載事項の修正	吹田市は、地方税債権の回収に関し、滞納者に対して交付している分割納付計画書(控)の記載について、吹田市が滞納者に対し、期限の利益を付与するかのよう誤解を生じかねない表現を改めるべきである。	税務部	納税課	期限の利益の付与について誤解が生じないよう分割納付計画書(控)の記載を改め、分割納付誓約書の提出に伴い法律上の期限の延長を認めるものではない旨を明記することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	25	116	世帯単位での家計収支の考慮	吹田市は、分割納付の場面で滞納者より1年を超える長期の分割納付提案がされた場合(1年以内であっても、最終月に残額一括納付をして帳尻を合わせるような提案を含む。)、世帯の中で滞納者と生計を一にする配偶者その他の親族がいるときには、当該親族が生活費を負担しているかも含めて調査し、必要に応じてその収支を世帯単位でみて分割納付額を検討するべきである。	税務部	納税課	完納までに1年を超える分割納付計画である場合は、その世帯全体の収入と支出を確認し、分割納付計画が世帯単位の収支状況に見合っているかを確認することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	3	119	即時消滅適用基準の整理	吹田市は、滞納処分の執行停止、特にいわゆる即時消滅が不可逆的性質を有することに鑑み、適用場面の内部基準を厳格化・明確化するよう整理・統一すべきである。	税務部	納税課	債権管理課と納税課で協議を行い、執行停止の適用場面について内部基準の整理・統一を行いました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	26	122	疎明資料の提出	吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、原則分割納付を認めるべきではなく、例外的に分割納付を認める際には預金通帳等の疎明資料の提出を求め、特に公的年金の遡り受給によって返還金が発生する場合には、当該年金が一括支給された口座の通帳の提出を求め、財産状況の確認を行うよう努めるべきである。	児童部	子育て給付課	発生した債権については、引き続き原則として一括償還を求めるとともに、特に公的年金の遡り受給によって返還金が発生する場合は、振込まれた当該年金による一括償還を求めるとしました。また、今後新規で、例外的に分割納付を認める場合は、預金通帳等の疎明資料の提出を求め、特に公的年金の遡り受給によって返還金が発生する場合には、当該年金が一括支給された口座の通帳の提出を求める等財産状況の確認を行うこととしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	27	123	財産調査に関する同意書の活用	吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、滞納者が分納誓約を申し出ているにもかかわらず、疎明資料の任意提出に応じないなどの不誠実な対応をとるときは、分割誓約時に取得した同意書に基づいて財産調査を実施するべきである。	児童部	子育て給付課	今後、同意書付の分割納付誓約書を提出するも、不誠実な対応を取るときは、分納誓約時に取得した同意書に基づいて財産調査を実施することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	28	123	判断過程の記録化	吹田市は、過年度分児童扶養手当返還金について、不正受給か否かの判断を慎重に行い、その調査内容及び判断過程については記録化すべきである。	児童部	子育て給付課	債権が発生した場合は、不正受給か否かの調査内容及び判断過程についても記録するようにしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	29	126	法的手段の活用	吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の回収にあたって、借主や連帯保証人らと長期間連絡がとれない場合や、相手方が終始不誠実な対応をとるような場合には、速やかに支払督促等法的手段の積極的な活用を検討すべきである。	児童部	子育て給付課	長期間連絡がとれない場合等に、速やかに法的手段等が検討できるよう管理台帳を整備しました。	措置済み	令和7年 9月30日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
意見	30	126	連帯借主及び連帯保証人への請求	吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還について、今後交渉する際には、借主だけでなく、必ず連帯借主及び連帯保証人とも電話等で連絡をとり、交渉を試みるべきである。	児童部	子育て給付課	今後も、借主等の事情によっては、臨機応変な対応としますが、滞納額が多額に至らないよう、連帯借主及び連帯保証人への連絡を行うこととしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	31	127	福祉的観点に基づく他機関との連携	吹田市は、母子福祉資金貸付金元利収入の返還交渉の際に、借主や連帯借主に生活困窮状態が認められたときは、多重債務相談やくらしサポートセンターすいた（旧：生活困窮者自立支援センター）の紹介を、より積極的に行うべきである。	児童部	子育て給付課	今後も、多重債務相談やくらしサポートセンターすいたと連携した支援を引き続き行います。御意見いただきました封筒自体への相談窓口等の記載については今後の課題とし、まずは滞納者への通知に多重債務等の相談の案内を同封しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	32	133	業務上の工夫のマニュアル化	吹田市は、保育幼稚園室所管債権の管理において、現行のことも・子育て支援システムとの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫や処理方法について、マニュアルその他手順書の形で整理し、所管室課内で共有すべきである。	児童部	保育幼稚園室	令和6年度に業務フローや業務手順マニュアルを作成し、保育幼稚園室内で周知しました。今後も定期的に更新・追加を行います。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	33	133	文書催告の工夫、債権管理課への移管可能性の記載	吹田市は、保育所等保育料に関し、催告文書において、債権管理課への移管や児童手当法第22条に基づく児童手当からの特別徴収による回収の可能性について言及するなど、債務者の納付意識の向上を図る工夫を行うべきである。	児童部	保育幼稚園室	令和7年9月実施予定の文書催告から債権管理課への移管の可能性についての文言を追記し、納付意識の向上を図ることとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	34	135	申出徴収対象債権の競合の場合の処理基準の具体化	吹田市は、特別徴収及び申出徴収について、同一児童手当に対し、複数室課の所管する費用徴収が競合し、取扱基準によってはその調整方法が明らかとならない場合の処理方法について、過去の関係部局間の調整結果や考え方を集積し、取扱指針に追記するなどして、債権管理担当職員がより判断しやすくすべきである。	児童部	保育幼稚園室	関係部局と調整を行い、複数室課の所管する費用徴収が競合する場合における取扱いを定め、令和8年6月から統一した基準で運用を開始しました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	35	135	申出徴収申請時の徴収額の明確化	吹田市は、児童手当法第21条に基づく申出徴収について、納付義務者が児童手当支給月に児童手当金額から実際に控除のうえ徴収される金額を明確に把握できるように申出徴収開始通知書の書式を改めるなど、徴収額の誤解が生じないような工夫を行うべきである。	児童部	保育幼稚園室	納付義務者への申出徴収開始通知書に滞納金額と児童手当からの徴収金額を記載することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	4	137	分納誓約書の記載	吹田市は、保育幼稚園室所管の債権に係る分納誓約書の記載について、吹田市が債務者に対し、期限の利益を付与するかのように誤解を生じかねない表現を改めるべきである。	児童部	保育幼稚園室	分割納付誓約書の文言については、誤解を与えない表現となるように文言を修正することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	36	138	公立保育所等延長保育料についての未納発生防止の工夫	吹田市は、公立保育所等延長保育料について、月額制の延長保育料の未納が生じ、かつ、1月あたりの利用実績が僅かに留まる債務者に対しては、いったん月額制を選択しても、利用日単位で保育料が発生する日額制へ切り替えることが可能であることを案内するなどして、未納発生防止を工夫すべきである。	児童部	保育幼稚園室	吹田市ホームページに電子申込フォームから延長保育月額利用の解除が可能であることを明記しました。また、次年度（令和8年度）から公立保育所等の入園に際して配布する資料に、月額利用案内とともに日額利用への変更手続方法を加筆し、周知を図ることとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	37	138	分納誓約時の家計把握と分納額の見極め	吹田市は、保育所等保育料などの分納誓約の際の納付交渉において、納付義務者の資産や家計収支状況を把握し、適切な分納額の見極めを行うべきである。	児童部	保育幼稚園室	令和7年8月から、12ヶ月を超える分納を希望する滞納者に、「生活状況収支表」の提出を求めることにより、適切な分納額の見極めを行うこととしました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	38	139	債権管理課との連携	吹田市は、保育所等保育料などを所管する保育幼稚園室の業務につき、移管予告対象債権の選定基準や財産調査情報の共有方法などについて、引き続き保育幼稚園室及び債権管理課間においてより緊密に相互の連携を図り、効率的な業務への改善に向けて取り組むべきである。	児童部	債権管理室 保育幼稚園室	担当者のみならず、管理職も含めグループウェアにおいて、強制徴収公債権滞納整理検討部会専用の電子会議室を設置しました。今後も相互連携に努め、効率的に業務遂行ができるよう取り組みます。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	39	140	支払督促等の活用	吹田市は、保育幼稚園室所管の公立保育所等3歳以上児給食費、認定こども園給食費負担金の回収のために支払督促の申立てを行うべきである。	児童部	保育幼稚園室	庁内の弁護士に相談を行っており、令和8年度中の実施を目指し、検討を進めています。	対応中	—

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
意見	40	143	不正により発生した債権回収への速やかな対応	吹田市は、障害児通所給付費返還金について、下記の対応を進めるべきである。 ①発生直後の段階で債権管理課への報告相談を義務付け、必要に応じ債権管理課が業務委託をしている弁護士とも相談のうえ対応を行うこと。 ②過去に発生した案件を参考に、債権管理課や業務委託弁護士の助力も得て簡潔な対応フロー図を作成しておくこと。	児童部	すこやか親子室	債権管理課の助言を基に過年度分障害児通所給付費返還金及び障害児通所給付費返還金(加算金)の債権管理フロー図を作成しました。債権管理フロー図に沿って、今後の事案発生時には、直ぐに債権管理課に報告を行い、必要に応じて債権管理課が業務委託している弁護士にも相談します。	措置済み	令和7年9月30日
意見	41	144	法人代表者に対する債権回収の検討	吹田市は、障害児通所給付費返還金について、その回収にあたり、法人の代表者に対する債権回収を行うことができないかどうか、積極的に検討すべきである。	児童部	すこやか親子室	債権管理フロー図に沿って、法人の代表者が悪意又は重過失があると確認できた場合は、債権管理課に相談の上で、代表者への損害賠償請求を検討します。	措置済み	令和7年9月30日
意見	42	145	債権分類の見直し	吹田市は、過年度分障害児通所給付費返還金について、債務者の財政状態又は経営状態等を適切に評価し、債権の分類を行った上で、評価性引当金の計算を行うべきである	児童部	すこやか親子室	債務者の財政状態又は経営状態等を適切に評価し、債権の分類を行った上で、徴収不能引当金の計算を行います。	措置済み	令和7年9月30日
結果	5	146	分納誓約書の作成	吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。	福祉部	生活福祉室	分割納付時に「債務承認及び分割納付誓約書」の提出を求めるよう運用を見直しました。	措置済み	令和7年9月30日
意見	43	147	債権放棄も活用した債権の整理	吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。	福祉部	生活福祉室	消滅時効が経過した債権については、対象者の状況により時効援用を促しており、令和9年度末までに債権状況の整理を進めるよう努めます。	対応中	－
意見	44	147	時効援用の書式提供についての工夫	吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。	福祉部	生活福祉室	催告等で、債務者から生活が苦しく返済できない等の相談があった場合は時効の援用に関する制度説明を既に実施していますが、追加の工夫として令和9年度末までに法律相談の案内等の周知実施を検討します。	対応中	－
意見	45	148	基金のあり方の検討	吹田市は、緊急援護資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。	福祉部	生活福祉室	既存債権を保全しつつ不良債権処理を進め、令和10年度末までに廃止を視野に入れた基金のあり方の検討を進めます。	対応中	－
結果	6	149	分納誓約書の作成	吹田市は、災害援助資金貸付基金について、分納時に貸付台帳に収入状況を記録するだけでなく、「債務承認及び分割納付誓約書」を提出させるなど、吹田市債権管理基本マニュアルに則った対応を行うべきである。	福祉部	生活福祉室	分割納付時に「債務承認及び分割納付誓約書」の提出を求めるよう運用を見直しました。	措置済み	令和7年9月30日
意見	46	149	債権放棄も活用した債権の整理	吹田市は、災害援助資金貸付基金について、消滅時効が経過した債権の整理を進めるため、時効援用を促すとともに、債権放棄の手続も積極的に活用し、債権の整理を進めるべきである。	福祉部	生活福祉室	消滅時効が経過した債権については、対象者の状況により時効援用を促しており、令和9年度末までに債権状況の整理を進めるよう努めます。	対応中	－
意見	47	149	時効援用の書式提供についての工夫	吹田市は、災害援助資金貸付基金について、催告時に時効期間の経過した債権については弁護士への相談を促すなど、その後の円滑な債権の整理につながり易くなるための工夫を検討すべきである。	福祉部	生活福祉室	催告等で、債務者から生活が苦しく返済できない等の相談があった場合は時効の援用に関する制度説明を既に実施していますが、追加の工夫として令和9年度末までに法律相談の案内等の周知実施を検討します。	対応中	－
意見	48	149	基金のあり方の検討	吹田市は、災害援助資金貸付基金について、近年、新規の利用実績が無い現状に鑑み、その求められる役割や他の制度との関係等を踏まえ、基金のあり方そのものの検討を進めるべきである。	福祉部	生活福祉室	既存債権を保全しつつ不良債権処理を進め、令和10年度末までに廃止を視野に入れた基金のあり方の検討を進めます。	対応中	－
意見	49	151	滞納処分の実施	吹田市は、生活保護法第78条徴収金について、多額の預貯金等の財産を有しているケースなどは積極的に滞納処分を検討し、債権の回収に努めるべきである。	福祉部	生活福祉室	多額の預貯金等の財産を有していることが判明した場合において、督促を行い、催告を繰り返し行ったにもかかわらず交渉に応じないなど、債務の納付が見込まれないケースの滞納処分については、債権管理室との連携を強化し、対応していくこととしました。	措置済み	令和8年9月28日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
意見	50	153	法的手続の検討	吹田市は、生活保護法第63条返還金について、状況に応じて生活保護法第77条の2を適用した滞納処分や裁判所を通しての法的手続の検討を進めるべきである。	福祉部	生活福祉室	生活保護法第63条返還金について、債権管理室との連携を強化する体制を構築し、同法第77条の2を適用した滞納処分等の検討を進めていくこととしました。	対応中	—
意見	51	153	世帯主以外の世帯構成員に対する請求の実施	吹田市は、生活保護法第63条返還金について、世帯主以外の世帯構成員に資力が生まれ、かつ、世帯主への納付交渉では回収が困難な場合には、当該構成員を対象とし、請求その他の債権回収に係る手続を行うべきである。	福祉部	生活福祉室	世帯主以外の世帯構成員に債権回収の手続きを行うことが法令上適切との判断には至っておらず、実施は困難と考えております。一方で、世帯主への納付交渉では回収が困難であり、世帯主以外の世帯構成員に資力が生じているような場合、電話・訪問等により当該世帯員も含め、世帯として納付を促すような呼びかけを行ってまいります。	措置せず	令和8年 9月28日
結果	7	156	介護保険法第132条の連帯納付義務者に対する請求の実施	吹田市は、介護保険料について、介護保険法第132条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、介護保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。	福祉部	高齢福祉室	令和7年度から、介護保険料決定通知書・督促状・催告書に連帯納付義務に関する記載を追加し、市民周知を図ることとしました。なお、連帯納付義務者に対する請求については、現在、実施方法等を令和8年度中に検討します。	対応中	—
結果	8	157	分納誓約書の記載内容の改訂	吹田市は、介護保険料について、滞納者から提出を受ける分納誓約書につき、滞納者に対し期限の利益を付与するとの誤解を与えないような記載に改めるべきである。	福祉部	高齢福祉室	滞納者に誤解を与えないよう、分割納付誓約書の記載内容を変更しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	52	160	資産、収入等を踏まえた適正な分納額による分納誓約書の徴収	吹田市は、介護保険料について、滞納者からその資産、収入、支出等に関する資料の提出を受けた上で、資産、収入等の状況に見合った適正な分割額を納付する旨の分納誓約書を徴収すべきである	福祉部	高齢福祉室	令和6年7月から、少額分納について慎重な判断を行う方針に変更しました。 現在、長期間になる分割納付の申し出については、生活状況の聞き取りを行い、必要に応じて、資力、資産に関する資料の提供を求めるほか、財産が判明した場合には差押えを実施しています。 なお、事案の滞納者については、債権の差押えを行い、滞納は解消しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	53	164	分納誓約にいたった債権の適正な債権管理	吹田市は、介護保険料について、分納誓約後の債権管理を適正に実施すべきである。	福祉部	高齢福祉室	令和8年度から、分割納付処理のフロー図を作成し、収納補助等事業者と共有したうえで、分割納付の適正な運用に取り組みしました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	54	165	適正な債権管理のための仕組み化の実施	吹田市は、介護保険料について、滞納者に対する適正な債権管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、徴収に関する業務の仕組み化を実施し、例えばスケジュール入り業務フロー図を作成する等して業務プロセスを体系化・効率化すべきである。	福祉部	高齢福祉室	債権管理のフロー図を作成し、収納補助等事業者と共有したこと、介護保険料の徴収業務を体系的・効率的に行うことができるようになりました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	55	167	財産調査の定期的な実施及び適正な滞納処分の実施	吹田市は、介護保険料について、その滞納者に対する財産調査を定期的に実施し、財産調査の結果及び滞納額を考慮した適正な債権差押え等の滞納処分を実施すべきである。	福祉部	高齢福祉室	現在、財産調査については定期的に実施し、財産調査の結果や滞納額を考慮した適正な滞納処分を実施しています。 なお、事案の滞納者については、債権の差押えを行い、滞納は解消しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	56	168	催告文書の工夫	吹田市は、介護保険料について、一定回数以上催告書を送付している滞納者に対する催告書には、債権管理課への移管可能性について付言する等、催告文書の文言を工夫して、滞納者の納付意識を高めるべきである。	福祉部	高齢福祉室	令和8年度から高齢福祉室に債権管理室の兼務職員を配置し、債権管理に関する連携を強化することで、当該室課で積極的な滞納処分の実施を進めることとしました。そのことから、債権管理室への移管を通知するのではなく、滞納時の財産の差押可能性について積極的に通知することで、滞納者への納付意識の向上に努めています。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	57	170	債権の適正管理に必要な情報の債権管理台帳への集約	吹田市は、返納金（介護保険給付費：不正利得）債権を適正に管理する観点から、債務者に関する情報等の必要な情報をすべて債権管理台帳に集約すべきである。	福祉部	高齢福祉室	返納金に関する業務マニュアルを作成し、返納金債権に関する債務者の必要な情報は、全て債権管理台帳に集約するよう事務の取扱いを変更しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	58	173	適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施	吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）債権の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。	福祉部	高齢福祉室	適正に債権を管理できるよう、業務フローを整備しました。	措置済み	令和7年 9月30日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
結果	9	174	債権管理台帳への記載の適切な実施	吹田市は、返納金（介護保険給付費等：不当利得）の債権管理にあたり、債権管理台帳への記載を適切に実施すべきである。	福祉部	高齢福祉室	債権管理台帳への記載を適切に行うよう、事務の取扱いを変更しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	59	177	適正な債権管理の実施及びそのための仕組み化の実施	吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の管理に関する知見を蓄積し承継する観点から、債権発生後の業務の仕組み化を実施し、業務フロー図にスケジュールを入れる等して業務プロセスを体系化すべきである。	福祉部	高齢福祉室	適正に債権を管理できるよう、業務フローを整備しました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	10	178	遅延損害金の適切な徴収	吹田市は、居宅サービス等に係る利用者負担額助成金返還金の滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。	福祉部	高齢福祉室	現在、対応をしていく時期、内容、方法について検討中です。	対応中	—
意見	60	180	債権管理台帳の記載不備1	吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、時効の起算日や時効期間を記載すべきである。	福祉部	障がい福祉室	債権管理台帳に時効起算日及び時効期間を記載しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	61	180	債権管理台帳の記載不備2	吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）の債権管理台帳には、交渉経過等の記録に係る担当者ないし記録者の記載をすべきである。	福祉部	障がい福祉室	以前の交渉経過等で担当者や記録者が特定できない箇所を除き、把握できている担当者と記録者は全て債権管理台帳に記載しました。今後は、室内で作成したマニュアルにて、記載の徹底を図ります。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	62	181	不正事案への姿勢	吹田市は、過年度分介護給付費返還金（移動支援）のような不正事案に係る私債権の管理・回収にあたっては、債権発生後遅滞なく債権管理課と連携したり、内部の弁護士に相談したりするなどして、支払督促等の法的手段を早期かつ積極的に検討すべきである。	福祉部	障がい福祉室	今後同様の案件が生じた際は、私債権に限らず債権確認の後、遅滞なく福祉指導監査室、債権管理室、法制室等の関係部署と連携して督促等の手続を行うこととしました。また、債権回収事務にあっても、早期に法的手段の検討を進めることとしました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	63	182	債権分類の見直し	吹田市は、過年度分介護給付費返還金について、既に発生から6年以上経過していることから、破産更生債権等に分類し、その全額に対して徴収不能引当金を計上すべきである。	福祉部	障がい福祉室	過年度分介護給付費返還金を破産更生債権等に分類し、全額を徴収不能引当金に計上することとしました。なお、法的手段の実施検討の進捗によって、貸倒懸念債権に分類変更します。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	64	184	債権管理台帳の整理	吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）債権に関し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整理すべきである。	福祉部	障がい福祉室	滞納額と交渉経過を一元的に管理できるよう「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いて債権管理台帳を新たに整備しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	65	184	債権放棄処理の推進	吹田市は、障害者福祉自己負担納入金（あいほうぶ吹田給食材料費）債権に関し、消滅時効が完成するなどして条例上債権放棄が可能なものや不納欠損が可能なものは、その処理を進めるべきである。	福祉部	障がい福祉室	債権放棄が可能な2件について、全件の債権放棄手続を行いました。 なお、令和5年4月の「障害者支援交流センター（あいほうぶ吹田）」の指定管理移行に伴い、今後新たな債権は発生しません。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	66	185	徴収不能実積率の計算方法の見直し	吹田市は、障害者福祉自己負担納入金について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるよう計算方法を改めるべきである。	福祉部	障がい福祉室	債権管理課による評価性引当金に関する会計基準に基づき、適切に徴収不能引当金を計算するよう計算方法を改めました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	67	187	延滞金の請求	吹田市は、国民健康保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討するべきである。	健康医療部	国民健康保険課	対応していく方向で時期、内容、方法について検討中です。	対応中	—
結果	11	188	納付誓約書の記載	吹田市は、国民健康保険料の納付誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないよう、表現を改めるべきである。	健康医療部	国民健康保険課	期限の利益を与えるような誤解を生まないよう、誓約書の記載内容を改めました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	68	189	分割納付の際の疎明資料の提出	吹田市は、国民健康保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨を記載したマニュアルを策定すべきである。	健康医療部	国民健康保険課	分割納付を認める際には、財産調査の実施を徹底するよう令和7年6月にマニュアルを策定しました。	措置済み	令和7年 9月30日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
意見	69	190	滞納処分の執行停止	吹田市は、国民健康保険料について、滞納者に滞納処分をする財産がない時や滞納処分をすることで滞納者の生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等には、滞納処分の執行停止を活用することによって滞納繰越金の整理に努めるべきである。	健康医療部	国民健康保険課	滞納者の財産調査の範囲を広げ、財産がない時や生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき等に滞納処分の執行停止を活用することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	70	191	徴収不能実績率の計算方法の見直し	吹田市は、国民健康保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるように計算方法を改めるべきである。	健康医療部	国民健康保険課	債権管理課が示した「徴収不能引当金報告書と債権徴収・整理計画の整合性の考え方について（通知）」で定められた統一的なルールに基づき、適切に徴収不能引当金を計算できるように計算方法を改めました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	71	193	延滞金の請求	吹田市は、後期高齢者医療保険料について、条例を改正して、延滞金を導入することを検討するべきである。	健康医療部	国民健康保険課	対応していく方向で時期、内容、方法について検討中です。	対応中	—
結果	12	193	分納誓約書の記載	①吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の記載について、滞納者に期限の利益を与えるような誤解を生まないよう、表現を改めるべきである。 ②吹田市は、後期高齢者医療保険料の分納誓約書の提出を受けた際、滞納者に期限の利益を与えるような誤解をさせる分納承認連絡書の交付は行わないようにし、これに代えて意見①にしたがって表現を改めた分納誓約書のコピーを交付するように改めるべきである。	健康医療部	国民健康保険課	①期限の利益を与えるような誤解を生まないよう、誓約書の記載内容を改めました。 ②分割納付承認連絡書の交付を行わず、分割納付誓約書（本人控）を交付するように改めました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	72	195	分割納付の際の疎明資料の提出	吹田市は、後期高齢者医療保険料において、滞納者の分割納付を認める際には疎明資料の提出又は財産調査の実施を徹底し、その旨マニュアルを策定すべきである。	健康医療部	国民健康保険課	分割納付を認める際には、財産調査の実施を徹底するよう令和7年6月にマニュアルを策定しました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	73	195	債権管理システム取扱マニュアルの策定	吹田市は、後期高齢者医療保険料の債権管理において、債権管理システムの不足機能を補うための担当者レベルの様々な工夫、処理手順等について、債権管理システム取扱マニュアルを策定し、所管室課内で共有すべきである。	健康医療部	国民健康保険課	後期高齢者医療保険料の債権管理システムの不足機能を補うため、分割納付誓約の手順等についてマニュアルを策定し、課内で共有しました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	13	196	高齢者の医療の確保に関する法律第108条の連帯納付義務者に対する請求の実施	吹田市は、後期高齢者医療保険料について、高齢者の医療の確保に関する法律第108条の連帯納付義務について市民に対して周知を図るとともに、連帯納付義務者に対する請求を実施し、後期高齢者医療保険料の公平かつ適切な徴収を行うべきである。	健康医療部	国民健康保険課	現在、市ホームページにおいて連帯納付義務者についての周知を実施しており、令和7年度後期高齢者医療保険料決定通知書に同封するチラシにおいても周知することとしました。連帯納付義務者への請求は債権管理システムが整備出来次第開始することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	74	197	徴収不能実績率の計算方法の見直し	吹田市は、後期高齢者医療保険料について、統一的なルールに基づき適切に徴収不能引当金を計算できるように計算方法を改めるべきである。	健康医療部	国民健康保険課	債権管理課が示した「徴収不能引当金報告書と債権徴収・整理計画の整合性の考え方について（通知）」で定められた統一的なルールに基づき、適切に徴収不能引当金を計算できるように計算方法を改めました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	75	199	説明文書の記載の工夫	吹田市は、一般被保険者返納金の債権管理について、医療費の返納に関する説明文書及び保険者間調整に関する説明文書をより分かりやすい記載となるよう工夫すべきである。	健康医療部	国民健康保険課	返納に関する説明文書及び保険者間調整に関する説明文書について、より分かりやすい記載に見直しました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	14	202	一般被保険者返納金の性質と延滞金の請求	吹田市は、過去に申し立てた支払督促について、一般被保険者返納金の元本に遅延損害金を付して請求したが、一般被保険者返納金の性質を非強制徴収公債権であると考えたのであれば、条例の規定なく延滞金（遅延損害金）を請求すべきではなかった。	健康医療部	国民健康保険課	支払督促において、ご本人に対し一般被保険者返納金の元本に遅延損害金（支払督促送達日の翌日から完済までに年5%）を付して請求を行っていますが、現在返納金を分割納付中で完済に向けた計画までには至っておらず、遅延損害金の計算が出来ないことから調定及び実際の請求までは行っておりません。そのため、本件につきましては、遅延損害金を徴収しないこととしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	76	202	法的手段の活用	吹田市は、一般被保険者返納金の滞納金額が多額で、滞納者が財産を保有しているにもかかわらず納付意思を一切見せないような場合には、支払督促や訴訟提起といった法的手段を積極的に活用することを検討するべきである。	健康医療部	国民健康保険課	令和7年度から、支払督促等の法的手段の活用に係る予算を確保し、関係部署と調整の上で支払督促の申立手続を行うこととしました。併せて、納付を求める通知書類に、納付されない場合には法的手段を講じる可能性がある旨を新たに追記することで、納付を促すこととしました。	措置済み	令和8年 9月28日

結果 ／ 意見	No	報告書 該当 ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
意見	77	209	不納欠損処理	吹田市は、住宅使用料等の債権について、時効完成、相続人不存在等の不納欠損処理を行うべき債権について、不納欠損事由に該当するかどうかの調査を適宜に行った上で、該当する場合は速やかに不納欠損処理を行うべきである。	都市計画部	住宅政策室	不納欠損処理については、相続人調査を実施し、確定次第、片内手続を経て、速やかに適切な不納欠損処理を行います。また、時効管理については、令和6年度に住宅システムの改修を行い、債権管理の強化を行いました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	15	211	保証人への請求	吹田市は、住宅使用料等の債権について、滞納債務者について、保証人を立てている場合において、滞納債務者からの回収が見込めない場合には、保証人から回収すべきである。	都市計画部	住宅政策室	滞納債務者からの回収が見込めない場合には、保証人へ債務者との協議、納付指導等の面談に同席を求めるほか、保証人からの回収も含め協力を仰ぎ、完納に向けて取り組みました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	78	211	吹田市営住宅家賃滞納整理要領の整備	吹田市は、住宅使用料等の債権について、保証人に対する請求のフローを吹田市営住宅家賃滞納整理要領及びフローチャートに追記することを検討すべきである。	都市計画部	住宅政策室	保証人に対する請求のフローを吹田市営住宅家賃滞納整理要領及びフローチャートに追記しました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	16	212	遅延損害金の請求	吹田市は、住宅使用料等の債権について、その滞納者に対し、遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。	都市計画部	住宅政策室	現在、対応をしていく時期、内容、方法について検討中です。	対応中	—
意見	79	213	債権管理の一元化	吹田市は、住宅使用料等の債権について、住宅政策室と指定管理者との間で滞納債務者に対する督促等の状況を適切に情報共有し、滞納債権の回収や整理につなげていくために、両者協議して適切な方法で情報管理の一元化を行うべきである。	都市計画部	住宅政策室	住宅システムの共有により債権管理の一元化は図られています。 月例会議、月末締切りの調定収納状況の報告、毎月の督促処理業務等に更なる情報共有を図ることとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	80	214	法的措置による債権回収	吹田市は、住宅使用料等の債権について、訴訟等により回収を行うことができないか検討し、また、訴訟等により債務名義を得たものについては、強制執行等の手続による回収を行うことができないか、積極的に検討すべきである。	都市計画部	住宅政策室	債務名義を取得した債権の強制執行にかかるフローチャートを作成しました。	措置済み	令和8年 9月28日
結果	17	215	催告書の送付	吹田市は、債権管理フローに沿って、滞納債務者には、すべからず催告書を送付すべきである。	都市計画部	住宅政策室	令和6年12月12日付けで全ての滞納債権者に対して催告書を送付しました。今後についても、年に1回、債権管理フローに基づいた催告書の全件送付を実施することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	81	216	債権分類の見直し	吹田市は、住宅使用料について、各債権がその分類基準に照らして適切に集計されているか改めて点検し、適切に分類に基づいて徴収不能引当金を計算すべきである。	都市計画部	住宅政策室	債権分類の見直しについては、5年以上前に発生した債権で分割納付中でないものは、その分類基準に照らして適切に集計されているか改めて点検し、適切に徴収不能引当金の計算をし、改善を図ることとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
結果	18	219	債権管理台帳の整備	吹田市は、下水道部において交渉や交付要求、財産調査、不納欠損処理等を行った下水道使用料債権（滞納発生分）や下水道専用栓に係る下水道使用料債権に關し、「吹田市債権管理基本マニュアル」の参考様式を用いるなどして債権管理台帳を整備すべきである。	下水道部	経営室	令和6年度より下水道使用料債権を適正に管理するため、債権管理台帳の整備を行いました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	82	220	引当金算定方法の統一的な運用	吹田市は、下水道使用料の貸倒引当金の計上について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。	下水道部	経営室	会計室より分類基準について発信があったため、令和7年度決算時より対応することとしました。	措置済み	令和7年 9月30日
意見	83	222	未収金の解消に向けた取組み	吹田市は、各学校における学校徴収金等の未収金の実態調査をより詳細に行い、教員にいわゆる「自腹」を切らせないような解決策に向けた取組みを行うべきである。	学校教育部	学校教育室	各学校へのヒアリングを行い、学校徴収金業務の運用方法や滞納整理等の課題を解決するため、令和10年度から学校徴収金の公会計化を行うこととしました。 また、当分の間、未収金があっても必要な教材等を買い揃えることができるよう、今年の4月に学校側へ公費による貸し付けを行い、教員に負担させない対応を実施しました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	84	225	債権の回収に向けた取組みの強化	吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても架電等の取組みを強化し、債権の回収に努めるべきである。	地域教育部	放課後子ども育成室	既に退室した保護者に対しても、電話催告等の滞納整理に取り組みました。	措置済み	令和8年 9月28日
意見	85	225	収入未済の発生抑制に向けた取組みの強化	吹田市は、留守家庭児童育成室使用料について、翌年度利用予定の保護者以外の債務者に対しても吹田市留守家庭児童育成室条例第7条に基づく入室許可の取消しの適用がある旨を周知するなどし、収入未済の発生抑制に努めるべきである。	地域教育部	放課後子ども育成室	現在、督促時や入室案内等への記載など、あらゆる場面において入室取消しの適用について周知しています。引き続き周知を徹底し、収入未済額の発生抑制に努めます。	措置済み	令和7年 9月30日

結果／意見	No	報告書該当ページ	指摘事項	指摘事項の概要	担当部	担当室課	措置又は対応状況	措置状況	措置通知日
結果	19	228	分納誓約書の記載内容の訂正	吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者から提出を受ける債務承認及び納付誓約書における、滞納者に対して期限の利益を付与する旨の記載を訂正するべきである。	水道部	総務室	滞納者に対して期限の利益を付与する旨の記載を削除し文言を訂正しました。	措置済み	令和7年9月30日
結果	20	231	遅延損害金の適切な徴収	吹田市は、水道料金及びメーター料について、滞納者に遅延損害金を請求し、その適切な徴収を図るべきである。	水道部	総務室	現在、対応をしていく時期、内容、方法について検討中です。	対応中	—
意見	86	232	債務名義取得後の債権の定期的な管理	吹田市は、水道料金及びメーター料について、債務名義を取得した後についても、定期的に管理が実施できるよう業務フロー図等を作成すべきである。	水道部	総務室	債務名義を取得した後についても、定期的に催告を実施するように業務フローを変更しました。	措置済み	令和7年9月30日
意見	87	232	引当金算定方法の統一的な運用	吹田市は、水道料金及びメーター料について、会計室が定めた計算方法を統一的に運用すべきである。	水道部	総務室	会計室より分類基準について発信があったため、令和7年度決算時より対応することとしました。	措置済み	令和7年9月30日